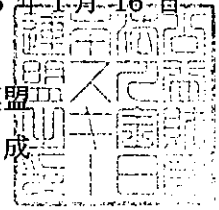


平成 26 年 1 月 16 日

加盟団体代表者 各位

公益財団法人全日本スキー連盟
教育本部長 登山 一成



技術選手権大会の開催招致希望について（公募）

日頃より、スノースポーツの普及振興にご尽力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、下記の主要大会について 2015 年度から原則 2 年間連続開催を条件に公募することが決定しました。

教育本部では、これらの主要大会の 2 年間の連続開催は、広報活動の効果や運営の効率化等の面で成果を挙げることと期待しております。したがって、2015 年度の大会から 2 年間の連続開催（招致）希望を公募いたします。

公募に際し、各加盟団体で開催会場を 1 会場に決定し、別紙開催招致希望調書に必要事項を記入の上、SAJ 事務局宛に提出してください。

なお、回答書の締切は 2014 年 3 月末日です。締切の延長はいたしません。応募多数の場合は、プレゼンテーションを 4 月中旬頃に実施する予定です。

記

【開催公募要項等】

1 対象になる大会（2014/2015 シーズンから 2 年間）

- (1) 第 52 回～第 53 回全日本スキー技術選手権大会
- (2) 第 12 回～第 13 回全日本スノーボード技術選手権大会

2 大会日数

- (1) 全日本スキー技術選手権大会 5 日間程度(開閉会式を含む)
- (2) 全日本スノーボード技術選手権大会 4 日間程度(開閉会式を含む)

3 その他

交通機関（最寄りの駅又は空港からスキー場まで）、宿泊関係（収容人数、料金等）、医療関係（救急体制、最寄りの診療施設等）、その他特色等

【同封資料】

- ・全日本スキー技術選手権大会開催招致希望調書
- ・全日本スノーボード技術選手権大会開催招致希望調書
- ・全日本スキー・ボード技術選手権大会開催規程及び全日本スキー技術選手権大会運営細則

以上

全日本スキー技術選手権大会開催招致希望調査書

加盟団体
代表者名：

印

【開催希望調査】

開催申請をされる場合は、次の項目を確認の上、枠内もご記入ください。

- ★提出期限 → 2014年3月31日（月） 18：00まで
- ★開催年数 → 2年間の連続開催を原則とします。
- ★開催地の決定 → 教育本部理事会において審査し、理事会で決定します。
- ★大会委託金について → 全日本スキー技術選手権大会委託金額は2014年度は800万円、全日本スノーボード技術選手権大会は300万円です。
なお当該年度のSAJ財務状況により現状の金額を変更する場合があります。
- ★その他 → 全日本スキー・ボード技術選手権大会開催規程及び全日本スキー技術選手権大会運営細則をご参照ください。

事業名称		
開催地 スキー場名	(正式名称)	
	(所在地) 〒	
	TEL	FAX
	アクセス	
	(最寄駅)	(バス停名)
本部宿舎 (未定の場合は、未定と 記入してください。)	(名称)	
	(所在地)	
	(住所) 〒	
	TEL	FAX
	アクセス	
(最寄駅)	(バス停名)	
(収容人数)	(料金等)	
参加者の宿舎 (未定の場合は、未定と 記入してください。)	(名称)	
	(所在地)	
	(住所) 〒	
	TEL	FAX
	アクセス	
(最寄駅)	(バス停名)	
(収容人数)	(料金等)	
医療機関		
実行委員会連絡先	(名称)	
	(担当者)	
	(住所) 〒	
	TEL	FAX
	E-mail	
URL		

全日本スノーボード技術選手権大会開催招致希望調書

加盟団体
代表者名：

印

【開催希望調査】

開催申請をされる場合は、次の項目を確認の上、枠内もご記入ください。

- ★提出期限 → 2014年3月31日（月） 18：00まで
- ★開催年数 → 2年間の連続開催を原則とします。
- ★開催地の決定 → 教育本部理事会において審査し、理事会で決定します。
- ★大会委託金について → 全日本スキー技術選手権大会委託金額は2014年度は800万円、全日本スノーボード技術選手権大会は300万円です。
なお当該年度のSAJ財務状況により現状の金額を変更する場合があります。
- ★その他 → 全日本スキー・ボード技術選手権大会開催規程及び全日本スキー技術選手権大会運営細則をご参照ください。

事業名称		
開催地 スキー場名	(正式名称)	
	(所在地) 〒	
	TEL	FAX
	アクセス	
	(最寄駅)	(バス停名)
本部宿舎 <small>(未定の場合は、未定と記入してください。)</small>	(名称)	
	(所在地)	
	(住所) 〒	
	TEL	FAX
	アクセス	
	(最寄駅)	(バス停名)
(収容人数)	(料金等)	
参加者の宿舎 <small>(未定の場合は、未定と記入してください。)</small>	(名称)	
	(所在地)	
	(住所) 〒	
	TEL	FAX
	アクセス	
	(最寄駅)	(バス停名)
(収容人数)	(料金等)	
医療機関		
実行委員会連絡先	(名称)	
	(担当者)	
	(住所) 〒	
	TEL	FAX
	E-mail	
	URL	

全日本スキー・ボード技術選手権大会開催規程

平成7年10月13日	制定
平成13年9月28日	改正
平成14年11月5日	改正
平成15年11月7日	改正
平成16年11月2日	改正
平成18年11月1日	改正
平成25年7月9日	改正

(趣 旨)

第1条 この規程は、全日本スキー選手権大会開催規程第1条第10項に基づき、全日本スキー選手権大会及び全日本スノーボード技術選手権大会の開催に関する必要な事項を定める。

第2条 全日本スキー技術選手権大会（以下「全日本技術選手権」という。）については、別に運営細則を定める。

第3条 全日本スノーボード技術選手権大会については、別の大会要項で定める。
(主催及び主管)

第4条 全日本技術選手権は、本連盟の主催で、開催地の加盟団体が主管して開催する。

第5条 本連盟は、当該加盟団体へ開催のための準備並びに運営等の業務を委託する。

(公 示)

第6条 全日本技術選手権の開催期日及び場所の公示は、開催年度の秋季評議員会において行う。

(大会役員、組織委員及び競技役員)

第7条 大会役員及び組織委員は、理事会で決定し、会長から委嘱する。

第8条 競技役員は、組織委員会で決定し、大会会長が委嘱する。

第9条 役員構成及び任務については、別に定める。

(会 期)

第10条 全日本技術選手権の会期は、開会式及び閉会式を含めて6日間を原則とする。ただし、特別の事情があるときは、会期を変更することができる。

(競技方法及び競技規則)

第11条 競技は、予選、本選とし、本選の中で準決勝、決勝を行う。ただし、その競技方法及び競技規則については、別に定める。

(出場資格)

第12条 出場者は、日本国籍を有し、当該年度の本連盟会員登録済みで、次に掲げる各号の一つに該当しなければならない。

- (1) 本連盟級別アスリート1級以上を有し、満18才以上の者で、加盟団体の行う予選会を通過し、加盟団体の推薦を得た者
- (2) 本連盟会長が認めた者

第13条 前項の出場者は、本連盟スキー補償制度、又はこれに準ずる傷害保険に加入していなければならない。

(出場者数)

第14条 出場できる選手数は、男女別に、別に定める当該年度の加盟団体出場枠による。

第15条 本予選種目の合計得点により、別に定められた順位の者が準決勝の出場権を得る。

第16条 本予選、準決勝種目の合計得点により別に定められた順位の者が決勝の出場権を得る。
(成績順位の決定)

第17条 総合成績及び各種目成績は、競技規則に定める採点方法により決定する。
(その他採用規定)

第18条 全日本スキー選手権大会開催規程第10条、第14条、第15条及び第16条を準用する。
(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

全日本スキー技術選手権大会運営細則

平成7年10月13日	制定
平成13年9月28日	改正
平成14年11月5日	改正
平成16年11月2日	改正
平成18年11月1日	改正
平成25年7月9日	改正

(趣 旨)

1. この細則は、全日本スキー技術選手権大会開催規程第4条第3項及び第6条に基づき、全日本スキー技術選手権大会（以下「全日本技術選手権」という。）の運営に関する必要な事項を定める。

(組織及び役員構成)

2. 全日本技術選手権は、組織委員会、競技委員会及び裁定委員会（ジュリー）を置く。

(1) 組織委員会は、本連盟から任命され、競技会の総務、広報、財務等の非技術的事項を扱い、競技委員会及びジュリーの任命を行う。

(2) 競技委員会は、競技コースの選定、準備、準備、進行等のすべての技術的事項を扱い、構成員は、競技委員長、競技副委員長、競技係長、スタート係長、コース係長、コーディネーター、統括審判長、審判長、セクレタリー、会場係長及び設備係長とする。

(3) 裁定委員会は、競技実施上の責任を有し、構成員のジュリーは、技術代表（以下「TD」という。）、TDアシスト、競技委員長、統括審判長、競技係長及びコース係長とし、ジュリー会議を適宜開催する。

(ジュリー会議及びジュリーの任務)

3. ジュリー会議及びジュリーの任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 選手参加資格の確認、班別編成、スタート順の決定
- (2) 公式練習の監督
- (3) コース基準及び整備状況の確認並びに危険予防措置の点検
- (4) 医療、応急措置等の点検
- (5) スタート、フィニッシュエリアとアウトラインの点検
- (6) 観客の規制方法の点検
- (7) 技術的準備と気象条件の確認
- (8) 再スタートの可否の承認
- (9) 競技会会期中は、審判席の隣に待機し、競技全般の監督
- (10) コース及びその周辺に雪が少なく危険なとき、コースの整備不良なとき、危険箇所の安全対策の不備なとき、観客に対する安全対策の不備なとき、競技者に危険をもたらす気象の変化が生じたとき等について協議し、中止・中断・延期を決定する。
- (11) 正規の手続による抗議があった場合は、審議し、取扱いを決定する。
- (12) 中止・中断・延期の場合の競技成績は、同日に競技終了の場合のみを有効とし、途中の場合は中断前の成績は無効とする。

(競技役員の仕事)

4. 技術代表は、本連盟の公式な代表として、次の各号に掲げる任務を行う。

- (1) 競技が規則に従い、公正・円滑に実施されているかを監視する。
 - (2) ジュリー会議の議長となり、裁決を必要とするとき賛否同数の場合は決定権がある。
 - (3) 競技の運営に極めて危険な条件が生じ緊急を要する場合は、他のジュリーメンバーに相談できなくとも、中断若しくは中止することができる。
 - (4) 体力的・技術的に出場することが危険と認められる選手を除外するようジュリー会議に提案する権利を有する。
 - (5) 必要がある場合は、専門員の中からジュリーメンバーを指名することができる。
 - (6) 任務の遂行上、組織委員及び他の委員の協力を要請できる。
 - (7) 公式トレーニング前に競技会場の視察及び最終確認を行う。
 - (8) 公式成績の確認及び問題点等について報告する。
- 4の2 必要がある場合は、参加選手団の代表者の中からレフェリーを指名することができる。レフェリーは、競技進行中に選手団の安全や競技の公平性に著しい疑問がある場合にはコースの整備の方法やタイミングに対して意見を述べることができる。
5. 競技委員長は、全競技役員の仕事と監督者として、次の各号に掲げる任務を行う。

- (1) 競技委員会を招集して、TDと協議し、技術的な問題を検討する。
 - (2) 選手会及び監督会議の議長をつとめる。
 - (3) 準備から競技会終了まで円滑な競技運営上の責任を有する。
6. コーディネーターは、競技の進行について責任を有し、テクニカルな職務に限って、チーフディレクターとして管理する。
7. 競技副委員長は、競技委員長を補佐し、担当する種目の競技役員を指揮監督し、競技中に問題が生じた場合は、報告書を作成し、競技委員会に報告する。
8. 競技係長は、スタート係長、スタート審判の指揮及び調整を行い、スタート進行について責任を有する。
9. コース係長は、開催地のグレンデと雪の状況を熟知し、競技委員会及びジュリーの指示に従って、コースを準備する責任を有する。
10. スタート係長及びスタート審判は、班毎にスタート10分前に競技者を集合させ点呼を行い、次の各号に掲げる事項の点検、確認、措置等を行う。
- (1) 競技者のビブナンバー、服装及びスキー用具を点検し、服装及び用具関係規定に違反しているものについては、直ちに規定に従って処置をする。ただし、公式用品についての判定が困難なものについては、監督の自主規制に委ねる。
 - (2) 審判長の合図を確認し、スタートをさせる。
 - (3) 遅延スタート、不正スタートの判定をする。
 - (4) 遅刻した競技者のスタートについて、その処置を決める。

11. 記録主任及び記録員は、電気掲示による得点発表の場合は、合計得点の記録用紙に記載し、得点一覧表作成までの事故に備え、事故のあった場合は、直ちに手動表示方法に切り換え、記録用紙に記載する。

12. セクレタリーは、競技会の技術的庶務事項全般の責任を有し、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) ジュリー会議、競技委員会及び監督会議・選手会の議事録の作成